

# 指宿市法定外公共物用途廃止実施要領

令和 元年 12月 1日 施行  
指宿市 建設部 建設監理課

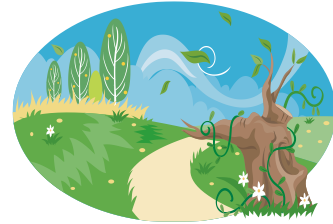
里道、水路などのように、道路法や河川法等の法律が適用されない公共物を「法定外公共物」といいます。

法定外公共物の敷地は、かつては国有財産でしたが、その多くは平成17年3月末までに市町村に譲与されました。

## 1 用途廃止とは

「用途廃止」とは、特定の行政目的（里路・水路）の用に供していた行政財産について、その用に供する必要がないと認められる場合、用途を廃止し、普通財産にする手続です。

法定外公共物を払下げや付替えにより取得しようとする場合、用途廃止し、行政財産から普通財産にする必要があるため、こうした手続をとります。



## 2 用途廃止の要件

次の要件に該当している場合、法定外公共物の用途を廃止することができます。

- (1) 現況において機能を喪失し、将来においても機能を回復する必要がない場合
- (2) 代替施設の設置により、存置する必要がなくなった場合
- (3) 宅地造成等が行われたことにより、存置する必要がなくなった場合
- (4) その他、法定外公共物として存置する必要がないと認める場合



用途廃止できない場合がありますので、事前に市へご相談ください。

- (例) ・上水道管など、市の施設が埋設されている場合
- ・用途廃止することにより付近の土地が袋地（道路に接していない土地）となる場合
  - ・利害関係人の同意が得られない場合
- など

### 3 払下げとは

用途廃止された法定外公共物について、市から売払いを受ける手続きのことです。



### 4 付替えとは

「付替え」とは、用途廃止された法定外公共物に代わるべき財産（代替施設）を申請者が提供することにより、この法定外公共物を寄附又は交換により取得する手続きのことです。次の3パターンがあります。

- ① 補足金付交換による場合：法定外公共物の面積より代替施設的面積が小さい  
用途廃止された法定外公共物と代替施設を交換します。土地面積の差額分は、金銭により補足していただきます。
- ② 等積交換による場合：法定外公共物の面積と代替施設的面積が同じ  
用途廃止された法定外公共物と代替施設を等価等積交換します。
- ③ 寄附による場合：法定外公共物の面積より代替施設的面積が大きい  
申請者が所有する財産を代替施設として市に寄附することにより、用途廃止された法定外公共物の譲与を受けます。



### 5 払下げ、付替え双方の申請に共通する注意事項

☆用途廃止しようとする土地と隣接地との境界確定作業や、測量作業が必要となるため、最寄りの土地家屋調査士へご相談ください。

☆申請者は、原則として当該公共物の隣接地の登記名義人となります。印鑑証明書を添付のうえ、実印により申請してください。

なお、相続人が申請する場合は、相続関係説明図及び念書（実印押印）の提出が必要です。

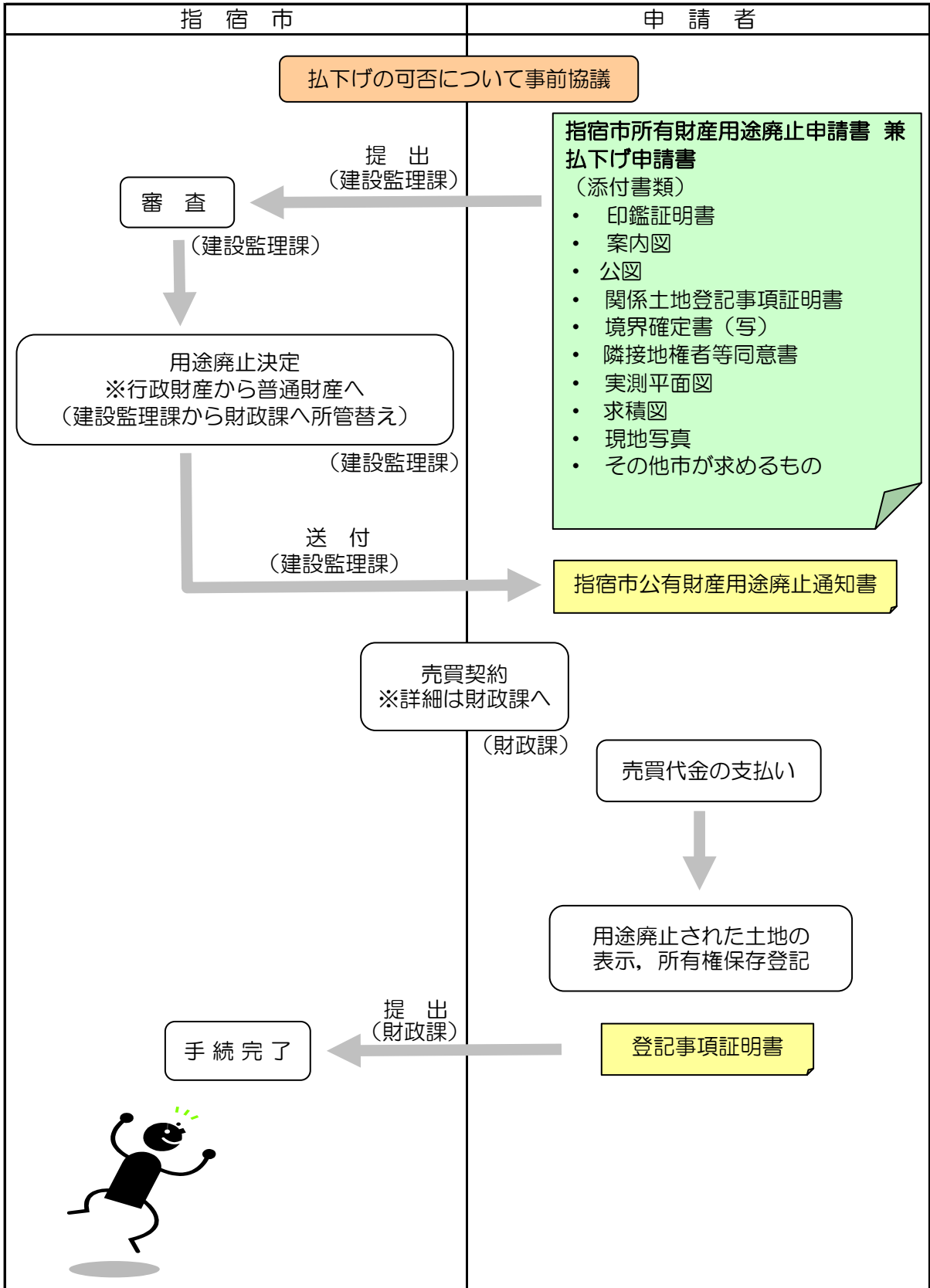
☆隣接地所有者や地元代表者（公民館長等）の同意を得ていただく必要があります。同意書に署名、押印（認印可）のうえ、申請書と共に提出してください。

なお、隣接地についても、原則として登記名義人から同意を得ていただきます。相続人から同意を得る場合は、念書を提出してください（認印可）。

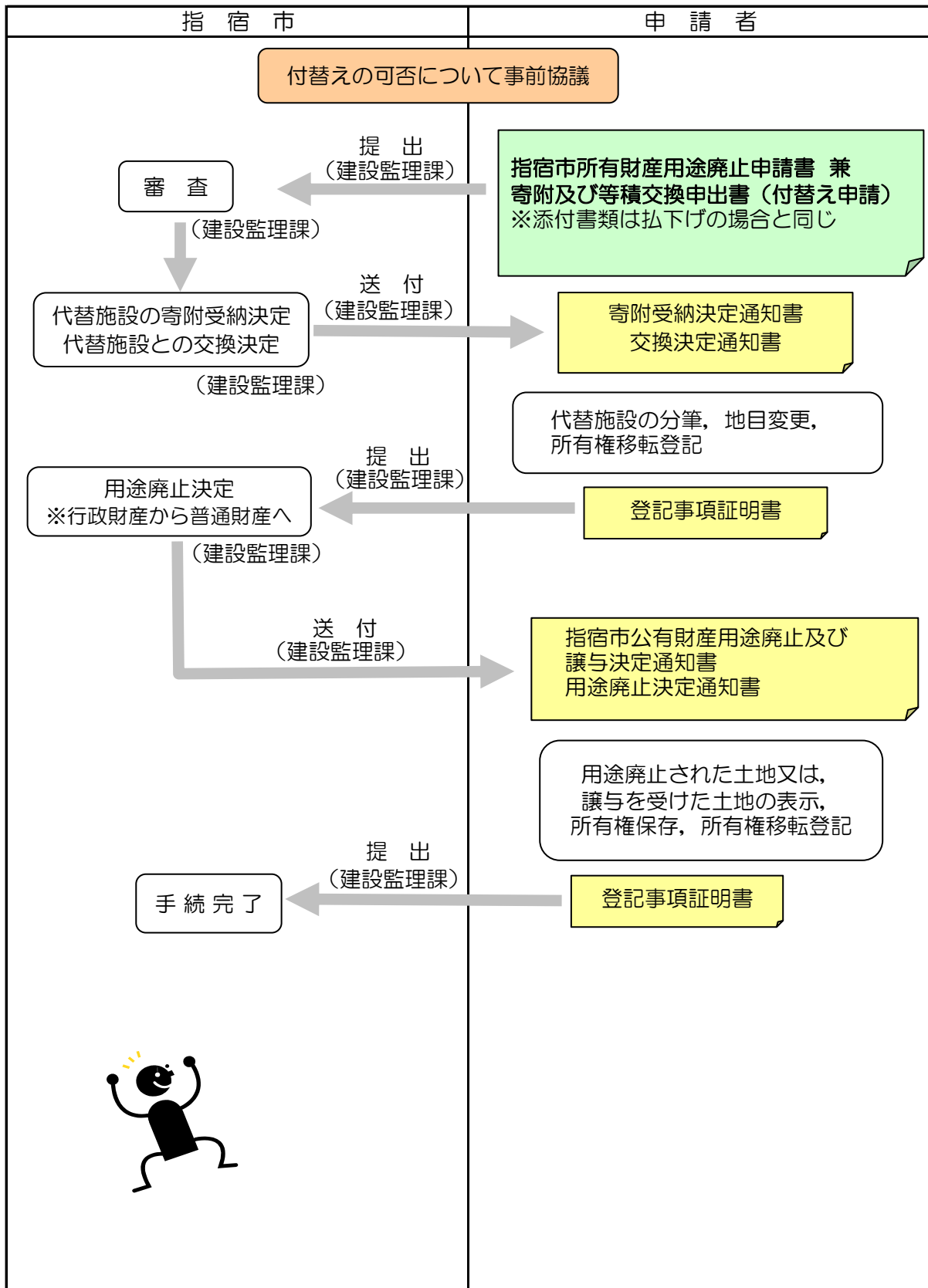
☆測量、登記及び代替施設の施工に伴う費用は、申請者負担となります。



# 払下げに係る手続きの流れ



# 代替施設の寄附及び等積交換による付替えに係る手続きの流れ



# 代替施設との補足金付交換による付替えに係る手続きの流れ

